## ○厚生労働省令第百四十五号

医薬品、 医療機器等 の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第四十四条第一 項及び第二項並びに第六十七条第一 項の規定に基づき、 医 薬品、 医 療機器等 等の 品 質 有効性

及び 安全 性  $\mathcal{O}$ 確 保等に関 する法律施 行 規則  $\mathcal{O}$ 部を改正する省令を次のように定め る。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 の 一 部を改 Ĩ 一する省令

医薬品、 医 療機器等  $\mathcal{O}$ 品質、 有効性及び安全性の 確保等に関する法律施行規則 (昭和三十六年厚生省令第

号)の一部を次のように改正する。

別表第三毒 薬の 部有機薬品及びその 製剤の項中第一号の二十四の次に次の一号を加える。

の二十五 塩化三・七―ビス (ジメチルアミノ) フエ ノチアジン一五 ーイウム (別名メチルチオニニ

ウム) 及びその製剤。 ただし、 一アンプル中塩化三・七―ビス(ジメチルアミノ) フエ ノチアジン―

五―イウムとして五○ 鴫以下を含有する注射剤を除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第十一号の二十三を第十一号の二十四とし、第十一号の七

カン ら第十一号の二十二までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の六の次に次の一号を加える。

十一の七 インスリン グラルギン (遺伝子組換え) [インスリン グラルギン後続 及びその製剤

別 表第三劇 薬 への部有質 機薬品及びその製剤の項中第十三号の二十四を第十三号の二十六とし、 第十三号の十

九から第十三号の二十三までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の十八の次に次の二号を加える。

十三の十九 エロスルフアーゼ アルフア及びその製剤

十三の二十 塩化三・七一ビス(ジメチルアミノ)フエ ノチアジン―五―イウム (別名メチルチオニニ

ウム) の製剤であって一アンプル中塩化三・七―ビス (ジメチルアミノ) フェ ノチアジン一五 ―イウ

ムとして五〇m以下を含有する注射剤

別表第三劇 薬の部有機薬品及びその製剤の項中第二十四号の三十二を第二十四号の三十三とし、第二十四

号の三十一を第二十四号の三十二とし、第二十四号の三十を第二十四号の三十一とし、第二十四号の二十九

の次に次の一号を加える。

一十四の三十 N- {三- [五- (四-クロ 口 フエニル) 口 [二・三一b] ピリジン一三

## カルボニル]―二・四―ジフルオロフエニル】プロパン―一―スルホンアミド(別名ベムラフエニ

## ブ)及びその製剤

別表第三劇 薬の 部 有機薬品及びその製剤の項中第三十四号の十四を第三十四号の十五とし、 第三十四号の

十から第三十四号の 十三までを一号ずつ繰り下げ、 第三十四号の九の次に次の一号を加える。

三十四の十 ジエチルジチオカルバミン酸亜鉛及びその製剤。 ただし、パッチテストに使用されること

が目的とされている貼付剤を除く。

別 表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第三十六号の四十を第三十六号の四十一とし、第三十六号

の十九から第三十六号の三十九までを一号ずつ繰り下げ、 第三十六号の十八の次に次の一号を加える。

三十六の十九 N-シクロ ヘキシルベンゾチアジルスルフエンアミド及びその製剤。 ただし、 パッチテ

ストに使用されることが目的とされている貼付剤を除く。

別表第三劇 薬 の部有機薬品及びその製剤の項中第三十八号の二十の次に次の一号を加える。

三十八の二十一 一・三―ジフエニルグアニジン (別名ジフエニルグアニジン) 及びその製剤。 ただし

パ ッチテストに使用されることが目的とされている貼付剤を除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第四十七号の十二の次に次の一号を加える。

兀 十七の十三 ジベンゾチアジルジスルフイド及びその製剤。 ただし、 パ ッチテストに使用されること

が目的とされている貼付剤を除く。

別 表 第三 劇 薬  $\mathcal{O}$ 部 有 機 薬品及 びそ  $\mathcal{O}$ 製剤  $\mathcal{O}$ 項中: 第五十九号の八を第五 十九号の九とし、 第五十九号の二か

ら第五十九号の七までを一号ずつ繰り下げ、 第五十九号の次に次の一号を加える。

五十九の二 セクキヌマブ及びその製剤

別 表第三劇 薬  $\mathcal{O}$ 部有機薬品及びその製剤の項中第六十二号の二十を第六十二号の二十一とし、第六十二号

の 十 四 から第六十二号の十九までを一号ずつ繰り下げ、 第六十二号の十三の次に次の一号を加える。

六 十二の十四 テトラメチルチウラムジスルフイド及びその製剤。 ただし、 パッチテストに使用され . る

ことが目的とされている貼付剤を除く。

別 表第三劇 薬  $\mathcal{O}$ 部有機薬品及びその製剤の項中第六十九号の十一を第六十九号の十二とし、第六十九号の

十を第六十九号の十一とし、 第六十九号の九を第六十九号の十とし、 第六十九号の八の次に次の一号を加え

六十九の九 二― [二―ニトロ―四―(トリフルオロメチル)ベンゾイル]シクロヘキサン―一・三―

ジオン(別名ニチシノン)及びその製剤

別表第三劇 薬の部が 有 機薬品及びその製剤の項第七十一号の二(2中「一錠中」を「一 個中」に、 「錠剤」 を

「もの」に改める。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第七十二号の四の次に次の一号を加える。

七十二の五 パラフエニレンジアミン及びその製剤。ただし、パッチテストに使用されることが目的と

されている貼付剤を除く。

別 表第三劇 薬の 部有以 機薬品及びその製剤の項中第九十六号の二十六を第九十六号の二十七とし、 第九十六

号の 十五 から第九十六号の二十五までを一号ずつ繰り下げ、 第九十六号の十四の次に次の一号を加える。

九 十六の十五 ・ [五―(二―フルオロフエニル)―一―(ピリジン―三―イルスルホニル)―一H

ピロ - ルーニーイル] - N-メチルメタンアミン (別名ボノプラザン)、その塩類及びそれらの製

剤。 ただし、 一錠中一— [五— (二—フルオロフエニル) ——— (ピリジン—三—イルス ル ホ ニル)

H |-ピ ロ ール―三―イル]―N―メチルメタンアミンとして二○ m以下を含有するものを除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第百三十三号の六を第百三十三号の七とし、第百三十三号

の五の次に次の一号を加える。

百三十三の六 モルホリニルメルカプトベンゾチアゾール及びその製剤。 ただし、パッチテストに使用

されることが目的とされている貼付剤を除く。

別表第五中第百三十六号を第百三十七号とし、第四十一号から第百三十五号までを一号ずつ繰り下げ、 第

四十号の次に次の一号を加える。

四十一 N-{三-[五-(四 **一**クロ ロフエニル) ―一H―ピロロ [二・三―b] ピリジン―三―カル

ボニル]―二・四―ジフルオロフエニル プロパン―ー―スルホンアミド (別名ベムラフエニブ) 及

びその製剤

附則

この省令は、公布の日から施行する。